

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

条 例

- 福島県税条例の一部を改正する条例
- 福島県税特別措置条例の一部を改正する条例
- 福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県医療法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県認定こども園の要件を定める条例等の一部を改正する条例
- 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例
- 福島県流域下水道条例の一部を改正する条例
- 福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一 六 六 六 六 六 六 七 七 八 八 九

条 例

- 福島県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県立中学校の入学検定料に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

福島県税条例の一部を改正する条例、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、福島県医療法施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、福島県認定こども園の要件を定める条例等の一部を改正する条例、福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例、福島県流域下水道条例の一部を改正する条例、福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、福島県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例、福島県立中学校の入学検定料に関する条例の一部を改正する条例及び福島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月十七日

福島県条例第三十五号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。
第二十六条の三第二項中「法第三十七条の二第二項第一号、第四号及び第五号」を「この項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）の対象となる期間として施行規則第一条の十五の二に規定する期間を通じて法第三十七条の二第二項第一号、第二号、第五号及び第六号」に改め、「適合する」の下に「と認められる」を加え、同条第四項中「（当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円とのいずれか低い金額を超える

福島県知事 内 堀 雅 雄

ときは、当該いずれか低い金額とする。

第三十一条の五第一項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第二項各号に規定する事項を記載した申告書を、法第三百七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

二 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第二十三条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限り。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が九十五万円以下であるものに限り。）をいう。次号において同じ。）（退職手当等（第三十六条の二に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は除除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

三 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限り。）の支払を受ける第二十三条第一項第一号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において施行令第八条の二の三に規定する金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢十六歳未満の者又は除除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

第三十一条の五第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

第三十九条の二十三の四の見出し中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条中「消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供（同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。）を「消費税法第十五条の二第二項に規定する電気通信利用役務の提供」に、「同法第十五条の二第二項」を「同項」に改め、「デジタルプラットフォーム」の下に「（次条において「デジタルプラットフォーム」という。）」を加え、「特定プラットフォーム事業者（以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。）」を「第一種プラットフォーム事業者」に、「当該特定プラットフォーム事業者」を「当該第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの節の規定の適用）

第三十九条の二十三の五 消費税法第十五条の三第一項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第二種プラットフォーム事業者を介して收受するものである場合には、当該第二種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

第四十条の三第一項中「限る。」の下に「（次に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第一号アからオまでに掲げる区域外又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域（第二号において「市街化調整区域」という。）のうち第二号ア若しくはイに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。以下「特定区域内住宅」という。）の新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として施行令第三十七条の十八第一項に規定する期間が五年以上であるもののうち施行令第三十七条の十八第二項に規定するものの建替えにより新築された住宅を除く。）

ア 建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域で施行規則第七条の六第一項に規定するもの

イ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域

二 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がアに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項の土砂災害警戒区域

イ 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条第一項第四号に規定する浸水想定区域で施行規則第七条の六第三項に規定するもの

第四十条の十三第一項中「住宅（」の下に「特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。

第六十八條第三項中「第九條の十七」を「第九條の二」に改める。
第七十條中「第九條の十六」を「第九條」に改める。

附則第三條の二第一項中「附則第二十條の二の二」を「附則第二十條の二の三」に改める。

附則第五條の四の二第一項各号列記以外の部分中「令和二十年度」を「令和二十五年」に、「令和七年」を「令和十二年」に改め、同項第一号中「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで」を「第十八項まで」に改め、「（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）」を削り、同条第三項中「同条第十六項」を「同条第十二項」に改める。

附則第五條の四の三第一項の表第一項第一号の項中「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで」を「第十八項まで」に改める。

附則第五條の五中「又は附則第二十條の三第一項」を「、附則第二十條の二の五第一項又は附則第二十條の三第一項」に改め、「（当該金額が当該納税義務者の第二十六條及び第二十六條の二の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第二十六條及び第二十六條の二の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第五條の六中「令和二十年度」を「令和三十年」に改め、同条に次の一項を加える。

2 令和三十一年度以後の各年度分の個人の県民税についての第二十六條の三第一項及び第四項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第二十六條の三第四項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・八」と、同表六百九十五万円を超え九百九十五万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・六七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・五五」とする。

附則第七條の二の二中「令和二十年度」を「令和三十年」に改め、同条に次の一項を加える。

2 令和三十一年度以後の各年度分の個人の県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・九五分の五・〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・九分の十・一」と、「七

十分の二十」とあるのは「六十九・八分の二十・二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・七七分の二十三・二三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・六七分の三十三・三三」とする。

附則第九條第三項中「の新築を」を「（特定区域内住宅を除く。）の新築を令和十一年四月一日から」に改め、「まで」の下に「の間」を、「当該取得が」の下に「令和十一年四月一日から」を加える。

附則第十三條の四第一項中「附則第二十條の二の二及び」を「附則第二十條の二の三及び」に、「附則第二十條の二の三第一項」を「附則第二十條の二の四第一項」に、「附則第二十條の二の二第三項」を「附則第二十條の二の三第三項」に改め、同条を附則第十三條の五とし、附則第十三條の三の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第十三條の四 租税特別措置法第三十七條の第十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この項、附則第二十條の二及び附則第二十條の二の二第一項において「非課税口座」という。）及び同法第三十七條の第十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項、附則第二十條の二及び附則第二十條の二の二第一項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第三十七條の第十四第四項第一号に規定する基準年（附則第二十條の二第三項及び附則第二十條の二の二第一項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第三十七條の第十四第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項、附則第二十條の二及び附則第二十條の二の二第一項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時点までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第九條の八第一項第三号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第九條の八第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十三條第一項第六号及び第三十八條の二十三の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

附則第十六條第二項中「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第九項中「法附則第三十四條の二第二十二項」を「法附則第三十四條の二第十四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項及び次項から第九項」を「第五項及び次項から第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一條の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第三條第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊に

よる災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第十九条の二の二第二項中「附則第二十條の二の二を「附則第二十條の二の三」に改める。

附則第二十條の二第二項中「同法第三十七條の十四第五項第一号に規定する」及び「（以下この条において「非課税口座」という。）を削り、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「法附則第三十五條の三の二第三項」を「法附則第三十五條の三の二第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第十八條の六の二第三項に規定するところにより、第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第三十七條の十四第四項第一号に規定する他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該道府県民税の所得割の納税義務者への返還（同条第五項第六号ホ(1)(i)に規定する租税特別措置法施行令第二十五條の十三第三十一項に規定する事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第四号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三 契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四 第二号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納

税義務者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五 第三号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七條の十四第五項第六号ホ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

4 前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三條第三項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

附則第二十條の二の三第三項中「法附則第三十五條の三の四第四項」を「法附則第三十五條の三の五第四項」に改め、同条を附則第二十條の二の四とし、同条の次に次の二条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第二十條の二の五 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八條の二第二項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第二十四條第一項及び第二項並びに第二十六條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第十八條の六の四第一項に規定するところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五條の三の六第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用については、法附則第三十五條の三の六第二項及び第三項に規定するところによる。

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第二十條の二の六 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを

除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三十一条の第三項又は第二項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第一項後段の規定にかかわらず、施行令附則第十八条の六の五第一項に規定するところにより、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十八条の第二項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第十八条の六の五第二項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第十八条の六の五第三項に規定するところにより計算した金額をいう。

3 前二項の規定の適用については、法附則第三十五条の三の七第三項から第六項までに規定するところによる。

附則第二十条の二の三を附則第二十条の二の四とし、附則第二十条の二の二第五項中「法附則第三十五条の三の三第五項」を「法附則第三十五条の三の四第五項」に改め、同条を附則第二十条の二の三とし、附則第二十条の二の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第二十条の二の二 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四第八項の規定の適用があつたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第三十八条の二十六に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十三条第一項第七号及び第三十八条の二十九の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この号において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当該非課税口座の廃止の日」と、第三十八条の二十九中「選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取

引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「」に對して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する金融商品取引業者等」とする。

3 前二項の規定の適用については、法附則第三十五条の三の三第四項に規定するところによる。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六条の三第二項の改正規定 令和八年十月一日

二 第二十六条の三第四項、第三十一条の五、附則第三条の二第一項、附則第五条の四の二第一項及び第三項並びに附則第五条の四の三第一項の表第一項第一号の項の改正規定、附則第五条の五の改正規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第十三条の四の改正規定、同条を附則第十三条の五とし、附則第十三条の三の次に一条を加える改正規定、附則第十九条の二の二第二項、附則第二十条の二、附則第二十条の二の二、附則第二十条の二の三及び附則第二十条の二の四の改正規定並びに附則第二条第一項及び第二項の規定 令和九年一月一日

三 附則第五条の六、附則第七条の二の二及び附則第十六条の改正規定 令和十年一月一日

四 第三十九条の二十三の四（見出しを含む。）の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定 令和十年四月一日

五 第四十条の三第一項、第四十条の十三第一項及び附則第九条第三項の改正規定並びに附則第三条の規定 令和十一年四月一日

六 附則第五条の五の改正規定（「又は附則第二十条の三第一項」を「、附則第二十条の二の五第一項又は附則第二十条の三第一項」に改める部分に限る。）及び附則第二十条の二の三を附則第二十条の二の四とし、同条の次に二条を加える改正規定（附則第二十条の二の三を附則第二十条の二の四とする部分を除く。）並びに附則第二条第三項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日

（県民税に関する経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定による改正後の福島県条例（以下「九年一月新条例」という。）第二十六条の三第四項及び附則第五条の五の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 九年一月新条例第三十一条の五第一項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する九年一月新条例第三十一条の五第一項の規定による申告書について適用し、

同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の福島県条例第三十一条の第五項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 前条第六号に掲げる規定による改正後の福島県条例附則第五条の五の規定は、同号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度分の個人の県民税について適用し、同日の属する年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の福島県条例第四十条の第三項、第四十条の第十三項及び附則第九条第三項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(税 務 課)

福島県条例第三十六号

福島県特別措置条例の一部を改正する条例

福島県特別措置条例(昭和三十八年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の七中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第九条の七の規定は、令和八年四月一日から適用する。
(税 務 課)

福島県条例第三十七号

福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例(平成二十四年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法」を「、所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第十二号)以下「所得税法等改正法」という。」附則第九十六条の規定による改正前の法(以下「旧復興特区法」という。)」に改める。

第二条中「令和八年三月三十一日」の下に「(所得税法等改正法附則第七十二条第一項又は第八十条第一項の規定によりなおその効力を有する所得税法等改正法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条又は第十七条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、令和十年三月三十一日)」を加え、「東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」を「所得税法等の一部を改正する法律附則第九十六条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に、「法第三十七条第一項又は法第三十九条第一項」を「旧復興特区法第三十七条第一項又は旧

復興特区法第三十九条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の規定は、令和八年四月一日から適用する。
(税 務 課)

福島県条例第三十八号

福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例(平成二十五年福島県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例の規定は、令和八年四月一日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。
(税 務 課)

福島県条例第三十九号

福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例(令和三年福島県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例の規定は、令和八年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

2 改正後の第二条の規定は、適用日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、適用日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。
(税 務 課)

福島県条例第四十号

福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例(令和三

年福島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例の規定は、令和八年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

2 改正後の第二条の規定は、適用日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、適用日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

(税 務 課)

福島県条例第四十一号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年福島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二の七第二項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

(職員業務課福利厚生室)

福島県条例第四十二号

福島県医療法施行条例の一部を改正する条例

福島県医療法施行条例の一部を改正する条例(平成二十四年福島県条例第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福島県医療法施行条例の一部を改正する条例の規定は、令和八年四月一日から適用する。

(地域医療課)

福島県条例第四十三号

福島県認定こども園の要件を定める条例等の一部を改正する条例

第一条 福島県認定こども園の要件を定める条例(平成十八年福島県条例第百六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「主幹養護教諭」の下に、「主務養護教諭」を加える。

附則第八項の表に次のように加える。

附則第八項

別表の三のアにより置かなければなら

特定理学療法士等

ない保育士の資格を有する者

附則第八項を附則第九項とし、附則第七項の次に次の一項を加える。

8 別表の三のア、イ及びウにより置かなければならない保育士の資格を有する者については、一人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則に次のように加える。

10 附則第七項及び附則第八項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者(附則第八項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表の六に次のように加える。

ウ 認定こども園の設置者は、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第二条 福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例(令和六年福島県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に改め、「規定」の下に「(満三歳以上満四歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)」を加え、附則に次の一項を加える。

3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、別表の二のアの規定(満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の福島県認定こども園の要

件を定める条例別表の二のアの規定（満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表第六の改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

（子育て支援課）

福島県条例第四十四号

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

第一条

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第十三条の三 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第四十七條第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第六十八條第十五項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第十六條第四項に規定する保育士をいい、同条第二項、同条第三項又は児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第五條中「限って」を「限り」に改め、「当該保育所の保育士」の下に「（附

則第十六條第四項に規定する保育士をいい、第四十七條第四項、附則第十六條第二項及び第三項の規定により保育士とみなされる者及び第四十七條第四項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第十六條第四項中「法第十八條の十八第一項の登録を受けた者をいい、」を削り、「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項又は前二條」を「第四十七條第四項、前二項又は児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第二項」に改め、「適用がない」の下に「もの」を加える。

附則第十六條に次の一項を加える。

5 第四十七條第四項及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第二項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第四項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第二条 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和六年福島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に改め、「改正後の」の下に「福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「改正後の条例」という。）」を、「規定」の下に「（満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、附則に次の一項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第四十七條第三項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は適用しない。この場合において、改正前の福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七條第三項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中第十三條の二の次に一條を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

（子育て支援課）

福島県条例第四十五号

福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

第一条

福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年福島県条例第百号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の一條を加える。

第四条の三 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三條第六項において準用す

る法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第六条第一項中「指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭」を加える。

第六条第三項の表備考第一号中「指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭」を加え、同表備考中第五号を第六号とし、第四号の次に次のように加える。

五 第一号に定める者については、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第六条第五項第二号中「主幹養護教諭」の下に、「主務養護教諭」を加える。

第十三条並びに第十四条第一項の表第六条第一項の項及び同条第二項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

附則第六条中「主幹養護教諭」の下に、「主務養護教諭」を加える。

附則第八条中「当たつて第六条第三項の表」を「当たつて同表」に改める。

附則第九条中「前三条」を「第六条第三項の表備考第五号及び前三条」に、「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改める。

附則に次の一条を加える。

第十条 第六条第三項の表備考第五号及び附則第八条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて同表備考第一号に定める者（同表備考第五号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第二条 福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和六年福島県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の」の下に「福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「新条例」という。）を、「規定」の下に「（満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加え、附則に次の一項を加える。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、新条例第六条第三項の規定（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第六条第三項の規定（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中第四条の二の次に一条を加える改正規定は令和八年十二月二十五日から施行する。

（子育て支援課）

福島県条例第四十六号

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十七条 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第七十二条中「第四十六条まで、第四十八条から」を削り、「第五十三条」を「及び第五十三条」に改める。

第七十二条の二、第七十二条の十四及び第八十条中「第四十六条まで、第四十八条から」を削る。

附 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

（児童家庭課）

福島県条例第四十七号

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。
第四十四条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十四条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

（児童家庭課）

福島県条例第四十八号

福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例

福島県ハイテクプラザ条例（平成四年福島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表福島県ハイテクプラザ南相馬技術支援センターの項中「南相馬市原町区萱浜字新赤沼八十三番」を「南相馬市原町区萱浜字新赤沼百五十二番五十五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（産業振興課）

福島県条例第四十九号

福島県流域下水道条例の一部を改正する条例

福島県流域下水道条例（昭和六十三年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

福島県条例第五十号

福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十四年福島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

（工業用水道経営課）

福島県条例第五十一号

福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

「福島県ふたば医療センター附属病院 双葉郡富岡町大字本岡字王塚
別表第一中 福島県ふたば医療センター附属ふたば 復興診療所 双葉郡榎葉町大字北田字中満」

を「福島県ふたば医療センター附属病院 双葉郡富岡町大字本岡字王塚」に改める。

附 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、令和八年九月二十四日から施行する。

（病院経営課）

福島県条例第五十二号

福島県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

福島県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和四十年福島県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第五条第一項及び第三項」を「第五条」に改める。
第五条第二項中「認定を受けていないもの」の下に「その他知事が特別の理由があると認める者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

（財務課）

（下水道課）

福島県条例第五十三号**福島県立中学校の入学検定料に関する条例の一部を改正する条例**

福島県立中学校の入学検定料に関する条例（平成十八年福島県条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の第三一項に規定する指定納付受託者（知事が入学検定料の納付について指定した者に限る。）に納付を委託する場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（財 務 課）

福島県条例第五十四号**福島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例**

福島県監査委員に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改め、同条第二項第四号中「第二百四十三条の二の八第八項後段」を「第二百四十三条の二の九第八項後段」に改め、同条第三項中「第二百四十三条の二の七第二項」を「第二百四十三条の二の八第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

（監査総務課）